

# 被扶養者の要件確認調査を実施します

本年度も7月上旬に、**扶養手当が支給されない被扶養者の方（23歳以上の子等）**を対象に、**要件確認調査**を行い、被扶養者としての要件を満たしているか確認します。**例年、収入の超過等で、遡って取消しとなるケースが多く見られます。**この場合、**取消日以降に当組合から給付された医療費を返還**していただくことになります。

この機会に、ご家族の収入をしっかりと把握してください。

被扶養者の  
遡及取消しに  
ご注意ください!

## 必要な手続

該当する方には、所属所の共済事務担当者から要件確認調査を行うよう連絡がありますので、担当者の指示に従い、速やかに手続をしてください。



## 多い事例

### 1 収入超過

3か月以上連続で月額収入限度額（108,334円）以上となった。

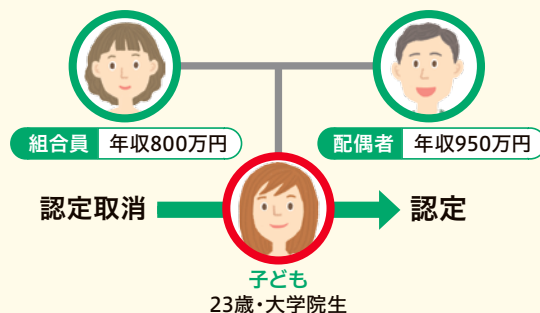
パート、アルバイト等で、月の稼働日数が定まらず、月額収入限度額以上となったりならなかったりする場合、3か月連続で月額収入限度額以上となったときは、4か月目の初日で認定取消とします。

採用当初から月額収入限度額以上となっていた。

パート、アルバイト等であっても、採用当初から月額給与が継続して月額収入限度額以上となっている場合、採用されたときから認定取消となります。（月の途中から採用されている場合でも、その月の給料が1か月分支払われていたとすると、採用当初から月額収入限度額以上となることを見込まれている場合も同様です。）

### 2 扶養状況の変化

組合員とその配偶者が共に働いていて、子どもを扶養している場合、双方の年間収入を比較して、収入の多い者の被扶養者としてになっています。



扶養手当の支給が行われない場合は、夫婦双方の年間収入が同程度（収入の差額が1割以内）であるか、夫婦とも組合員であるときに、認定を受けることができます。

配偶者との収入の差が1割以上生じている場合、速やかに**収入の多い配偶者の被扶養者に扶養替えが必要です。**

▶組合員の方に1冊ずつお配りしている「福利厚生ハンドブック（平成31年3月）」P27～32にも事例を載せていますので、参照してください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826